



国海運第59号の4
平成23年8月1日

船員災害防止協会会長 殿

国土交通省海事局運航労務課長

船舶料理士に関する省令の一部改正等について（通知）

標記の件につき、「船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令」（平成23年国土交通省令第57号）を下記のとおり制定（平成23年8月1日公布）し、平成23年9月1日より施行することとしたので、参考までに通知します。

なお、船舶料理士試験受験者の取り扱いに変更はない旨、申し添えます。

記

1. 改正等の背景

内航海運の構造改善をめぐって、平成22年11月に「内航海運代替建造対策検討会」が設置され、本年3月に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」がとりまとめられました。

その中で、競争力の強化に向けた取組課題の一つとして、船舶料理士資格の取得の簡素化の検討が提起されたことを受け、船舶料理士資格取得要件のうち調理師等一定の知識及び能力を有する者に対し、調理業務経験期間を短縮する等の改正を行うこととします。

2. 省令改正及び告示制定の概要

- (1) 船舶料理士の資格要件のうち船内調理業務経験について、(独)海員学校の司ちゅう・事務科卒業者にあつては、現行「6月以上」を「3月以上」に短縮し、調理師、栄養士又は(独)海員学校の司ちゅう・事務科卒業者と同等以上の能力を有すると認められる者(※)にあつては、現行「1年以上」を「3月以上」とする改正を行います。

※具体的には、次の者を指します。

- ・海上保安学校本科主計課程の卒業者
- ・海上保安学校本科船舶運航システム課程主計コースの卒業者

(2)(1)において船内調理業務経験を短縮する対象者については、告示にて定める船長及び船舶料理士からの教育を、「1月以上」受けることにより、「3月以上」の船内調理業務経験を不要とします。

(3)(2)において船長及び船舶料理士からの教育を1月以上受けたものは、船舶料理士資格証明書の交付申請の際の添付書類として、別添の船内教育実施証明書を提出しなければならないこととします。

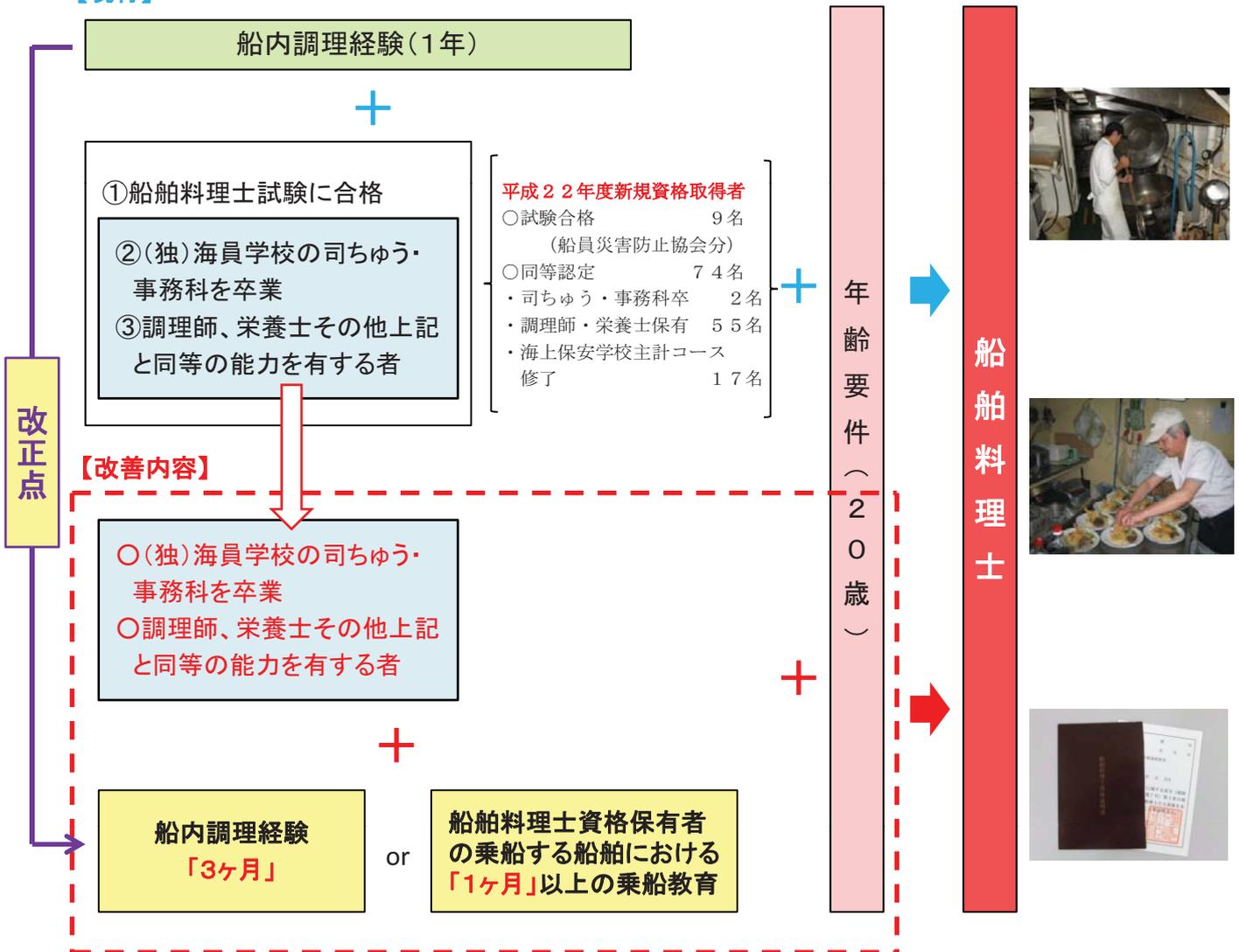
船舶料理士資格制度の改善について

～調理師・栄養士資格保有者等の資格取得の簡素化～

船舶料理士資格受有者の円滑な確保に資するよう、調理師・栄養士資格をお持ちの方等すでに一定の調理実務経験を有する方について、船舶料理士資格取得に必要な船内調理経験に係る期間要件の改善を行います。

※「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」（平成23年3月「内航海運代替建造対策検討会」）指摘事項

【現行】



【船舶料理士制度の概要】

配乗対象船舶： 遠洋区域若しくは近海区域を航行する船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であって総トン数1,000トン以上の船舶

根拠規定： 船員法第80条、船舶料理士に関する省令

関連条約： 船舶料理士の資格証明に関する条約(ILO第69号)